

PEP FITNESS
キッズ・ジュニアフィットネスクラブ
利用規約

第1条（運営）

本クラブの運営・管理はPEP FITNESS（以下クラブという）が当たるものとする

（2）PEP FITNESSは、高橋 真代表は高橋 真が務めることとする

第2条（目的）

本クラブは、「子どもとの共感（元気・喜び・全力）」をモットーとし、「あそび」や「心の変化」を通じて地域の子どもの成長に寄与し、子ども達の「心身の健やかな成長」を目的とする。

第3条（会員制度）

本クラブは、会員制度を設けます。

（2）クラブ会員は、次の各号のいずれかに該当しない方とします。

- （一）運動に適した健康状態にない方
- （二）クラブが会員として、ふさわしくないと判断した方

第4条（入会・会費）

本クラブに入会する時は所定の手続きを行い、必要な料金・会費を定められた期日までに支払わなければなりません。

（2）必要な料金・会費はどのような理由があっても返却しないものとします。

（3）本クラブは経済状態の変動に応じて、必要な料金・会費、諸料金等の金額を変更することができます。

第5条（利用区分）

本クラブは別に定めるところにより、利用できる時間及び施設を限定した会員の種別を設けることができます。

第6条（休会）

傷病、その他やむをえない理由で本クラブを1ヶ月以上利用できない場合は、事前に所定の手続きを行なったうえ月単位で休会することができます。休会中の料金は別に定めます。

第7条（退会）

会員は退会する場合、所定の退会手続きをしなければなりません。但し、利用の有無にかかわらず未払いの料金がある場合は、完納しなければなりません。

（2）会員が会費等の支払いを滞納し、請求があっても完納しない場合、その会員は退会したも

のとします。但し、未払いの料金がある場合は受講及び利用に関係なく完納しなければなりません。

第8条（規則の遵守および責任）

会員は本規則・会則・利用上の規則・注意事項を守らなければなりません。

（2）本クラブ内で発生した盗難、障害その他の事故についてクラブは一切の責任を負わないものとします。また、会員は事故の責任に帰すべき原因により本クラブ、または第三者に障害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。但し、本クラブに故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第9条（未成年者の取り扱い）

未成年者が会員になろうとするときは、原則として本人の親権者が同意したうえ申し込むものとします。この場合親権者は自ら会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第10条（資格の貸与、譲渡の禁止）

本クラブの会員資格は、これをほかに貸与・譲渡することはできません。

第11条（会員資格の一時停止・除名）

本クラブは会員が次の各号のひとつに該当すると認められた場合は、その会員資格の一時停止または除名を行なうことができます。

- （一）第8条第1項に違反したとき
- （二）本クラブの秩序を乱し、または本クラブの名誉・品位を著しく傷つけたとき
- （三）本クラブの施設・計器を故意または重過失により破損したとき

第12条（クラブの閉鎖・変更）

本クラブは、次の場合クラブの全部または一部を閉鎖することができます。

- （一）気象、災害その他の理由により、営業が不可能と認められる場合
- （二）施設の改善または補修のとき
- （三）地方公共団体もしくはこれに類する諸活動を行なうとき
- （四）本クラブまたは施設が企画し実施する諸活動を行なうとき
- （五）経営上重大な理由があるとき

第13条（会員資格の喪失）

次の各号のひとつにあたる場合、会員はその資格を喪失するものとします。

- (一) 死亡
- (二) 退会
- (三) 除名

(2) 会員は、その資格を喪失したときには退会手続きをしなければなりません。

第 14 条（料金の変更）

経済変動に伴い各種料金を変更することがあります。

第 15 条（休講日）

本クラブは年末年始、工事等クラブが定める日に休講日を設けることがあります。また、休講日については別途定めます。

第 16 条（規約の改定）

本規約は、必要に応じて改正されることがあります。

